

議案第 72 号

農業共済条例の廃止について

農業共済条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

農業共済事業のより一層の合理的で効率的な運営を目的に県内全域を対象とした岡山県農業共済組合が設立されることに伴い、農業共済条例を廃止する条例を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

農業共済条例を廃止する条例

農業共済条例（昭和 40 年里庄町条例第 14 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 里庄町は、この条例の施行の際現に井笠地区農業共済事務組合農業共済条例（昭和 63 年井笠地区農業共済事務組合条例第 4 号）に基づき行っている残存する共済事業の全部を岡山県農業共済組合に譲り渡すものとする。